主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人須藤善雄の上告趣意のうち、憲法一三条、一四条一項、三一条違反をいう 点は、本件レーダーによる速度違反車両の検挙が捜査方法として不合理なものであ るとはいえないから、所論は前提を欠き、その余は、事実誤認、単なる法令違反の 主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五六年四月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判	官	木	下	忠	良
裁判	官	栗	本	_	夫
裁判	官	塚	本	重	頼
裁判	官	鹽	野	宜	慶
裁判	官	宮	崎	梧	_